柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る申し出(施術所の申し出)

柔道整復師 (受領委任の 施術管理者)	第 1	ふりがな	なかつか はやみ					
		氏 名	中司 早美			昭和 57 年 12 月 11	日 生	=
	1	免 許	許 番号 厚生労働省第64014号		(取得年月日)	平成 21 年 4 月 8 日		
施術所		ふりがな	せいこついんねこのあしあと					
		名 称	整骨院ねこのあしあと		(電話番号:06-6835-31分の) -スチ里中央A棟			
		所 在 地	〒 560-0085 大阪府豊中市上新田 2 - 2 2 - 1 0 3 1 1 号室					
		ふりがな	まきの ひろゆ)き	7 561-0813			
		開設者氏名及	氏名 牧野 裕行 住馬		住所大阪府豐中市八曾根2-6-14			
		び住所	明·大·昭·平 57年/2月25 日生					
届け出前5年間における受領 委任の取扱いの中止		 <u>=</u> 有 <u></u> ・ 無	中止年月日	平成	年 月 日			
		止	— ————————————————————————————————————	当該地方厚生(支)局長等				
柔道整復師の施術に係る療養費			の算定基準の備考5に基づく施術所の届出		定額料金の徴収を (行 う・ 行わない)			
注 1 施術所において勤務する他の柔道整復師について、様式第 2 号の 2 で申し出ること。 2 申し出に当たっては、施術所の申し出及び勤務する柔道整復師等の確認できる書類の写し等を添付すること。 3 施術管理者が複数の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、備考欄に各施術所における勤務形態等を記入すること。 4 開設者氏名欄は、開設者と施術管理者が同一人の場合は「同上」と記入することとし、住所欄の記入は必要ないこと。								
		及び施術時間	(午前 9 時 30 分 午後 16 時 00 分	7~14 時 00分 (月.贝.G) 7~19 時 30 分 (月.贝.G)	R. 宋. 金 日 日) R. 木 色 七 日))		
· 付	卞	目	(日曜日	1 2 2	: 9:30 ~ (420	0		
	16:00 ~ 19:30							

上記のとおり、柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いについて申し出します。

平成30年5月28日

柔道整復師氏名 中司 早美



近畿厚生局長

〒 560-0052

TEL. 06-6841-5588

大阪府知事

住

所 大阪府豊中市春日町1-8-1

(この届け出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)